

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成25年 8月20日（火）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

件 名：（仮称）大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について																			
提出理由：市民の健康づくりの推進に向け、歯及び口腔の健康づくりに関する本市の基本的な考え方等を定める条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため																			
内 容： 1. 背景 ・わが国では、45～69 歳で歯肉に何らかの所見（歯石の沈着や歯周ポケットなど）を有する者の割合が 80%を超えている。70 歳を過ぎると、残っている歯の本数の平均は 20 本を下回り、80～84 歳では約 12 本にまで減少する。 ・う蝕や歯周病によって歯を失うことは、咀嚼能力の低下や食事の楽しみが薄れるなど、十分に栄養がとれなくなることにつながり、健康で質の高い生活を営む上での重大な支障となる。 ・また、近年の研究で、歯周病原菌やその内毒素が、動脈硬化、糖尿病、高脂血症などの生活習慣病の発症又は悪化に影響することが分かっている。従来、虫歯予防に加えて口腔ケアの重要性が高まっている。 2. 条例制定の目的 ・本市では、従来から幼児、市立小中学校の児童生徒、40 歳の成人に歯科健診を実施してきた。また、健康相談、健康教室などの場を活用して、歯と口腔のケアの重要性について啓発活動も進めてきたが、う蝕等の有病率は全国平均と同様の水準にある。 ・市民の意識を啓発し、市民の歯と口腔の健康づくりに向けた積極的かつ自主的な取り組みを促し、生涯にわたる健康の保持増進を目指すため、条例を制定し、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を明らかにする。 ・なお、本条例は、神奈川県内の市町村では初めての制定となる。 （参考：本市におけるう蝕、歯周病の状況） <table><tr><td></td><td>3 歳 6 ヶ月</td><td>中学 3 年</td><td>成人(40 歳)</td></tr><tr><td>う 蝕</td><td>12.5%</td><td>20.2%</td><td>50.1%</td></tr><tr><td>歯周病</td><td>—</td><td>—</td><td>56.2%</td></tr></table> （H24 幼児歯科健診・学校歯科健診・成人歯科健診結果より）		3 歳 6 ヶ月	中学 3 年	成人(40 歳)	う 蝕	12.5%	20.2%	50.1%	歯周病	—	—	56.2%	3. 条例案の主な内容 (1) 基本理念 歯及び口腔の健康づくりを推進するにあたっての基本理念を定める。 (2) 責務と役割 市の責務と、歯科医師等、市民及び教育関係者等の役割を明らかにする。 (3) 基本的施策 基本理念に則って推進する基本的な施策を示す。 (4) 推進計画 市長には、施策を総合的、計画的に推進するための計画を策定するよう求める。 (5) 財政上の措置 施策の推進にあたり、市長は必要な財政上の措置を講ずるよう努める。 4. 今後の取り組み予定 ・今後速やかに推進計画の策定に着手し、平成 26 年 4 月から運用する。 5. 類似条例の制定状況（平成 25 年 7 月現在） <table><tr><td>道 府 県</td><td>34 件</td><td>埼玉県、神奈川県など</td></tr><tr><td>市 区 町 村</td><td>51 件</td><td>さいたま市、千代田区など</td></tr></table> 6. 施行日 平成 26 年 4 月 1 日	道 府 県	34 件	埼玉県、神奈川県など	市 区 町 村	51 件	さいたま市、千代田区など
	3 歳 6 ヶ月	中学 3 年	成人(40 歳)																
う 蝕	12.5%	20.2%	50.1%																
歯周病	—	—	56.2%																
道 府 県	34 件	埼玉県、神奈川県など																	
市 区 町 村	51 件	さいたま市、千代田区など																	
経 過 H23. 7 神奈川県条例施行 H23. 8 歯科口腔保健の推進に関する法律施行	今後の予定 H25. 9 市民意見公募手続の実施 H25.12 議案上程 H26. 3 推進計画を策定																		